

**一の申請者が警備員の個人資格に係る資格者証等に関し複数の申請手続を同時に行う場合の添付書類の取扱いについて**

一の申請者が警備員の個人資格に係る資格者証等に関し複数の申請手続を同時に行う場合の添付書類の取扱いについては、申請者の負担軽減を図る観点から、平成26年11月1日以降に行われる申請から、下記のとおりのお取り扱いをしますのでお知らせします。

<b>概要</b>	<p>警備業法では、警備員の個人資格に係る資格者証等として、警備員指導教育責任者資格者証、合格証明書及び機械警備業務管理者資格者証を定めています。</p> <p>これらについて、一の申請者が警備員の個人資格に係る資格者証等に関し複数の申請手続を同時に行う場合には、各申請書に添付しなければならないこととされる書類のうち同一の内容となるもの(以下「同一添付書類」という。)については、これらの申請書のいずれか一通に正本を添付すれば、他の申請書には当該同一添付書類の写しを添付することで足りることとします(以下「負担軽減措置」という。)</p>
<b>取扱い開始日</b>	平成26年11月1日以降に行われる申請から適用します。
<b>対象手続</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備員指導教育責任者資格者証の交付及び書換えの申請</li> <li>○ 合格証明書の交付及び書換えの申請</li> <li>○ 機械警備業務管理者資格者証の交付及び書換えの申請</li> </ul>
<b>同一添付書類となる書類</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 履歴書</li> <li>○ 住民票の写し</li> <li>○ 成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書</li> <li>○ 破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村長の証明書</li> </ul> <p>※ 同一の個人資格に係る複数の申請手続を同時に行う場合には、申請者が当該個人資格に係る欠格事由に該当しないことを誓約する書面(いわゆる誓約書)その他の書類もその内容が同一である限りは同一添付書類となります。</p>
<b>留意事項</b>	<p><b>(1) 住民票の写しについての補足</b></p> <p>住民票とは、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条第1項に基づき、世帯ごとに個人を単位として市町村長が編成するものであり、同法の規定に基づきその写しとして交付を受けるものが住民票の写しです。</p>

このため、負担軽減措置を適用する場合には、一の申請書に市町村長から交付された住民票の写しを添付し、その他の申請書には当該住民票の写しのコピーを添付することとなります。

## (2) 医師の診断書についての特例

医師の診断書については、警備員指導教育責任者資格者証の交付申請では警備業法第3条第6号に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書（以下「中毒関係診断書」という。）を、合格証明書の交付申請では中毒関係診断書及び精神機能の障害に関する医師の診断書（警備業法第3条第7号に掲げる者に該当しないことが明らかであるかどうかの別を記載したものに限り。以下「精神機能障害関係基本診断書」という。）を、機械警備業務管理者資格者証の交付申請では中毒関係診断書及び精神機能の障害に関する医師の診断書（警備業法第42条第3項において読み替えて準用する警備業法第22条第4項第2号に規定する国家公安委員会規則で定める者に該当しないことが明らかであるかどうかの別を記載したものに限り。以下「機械警備業務関係診断書」という。）をそれぞれ申請書に添付することとされています。

ここで、警備業の要件に関する規則第3条では、警備業法第3条第7号に掲げる者は「精神機能の障害により警備業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とされ、警備業法第42条第3項において読み替えて準用する警備業法第22条第4項第2号に規定する国家公安委員会規則で定める者は、「精神機能の障害により機械警備業務管理者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とされており、前者に該当しない者は後者に該当しないことが明らかであることから、合格証明書の交付申請と機械警備業務管理者資格者証の交付申請が同時に行われる場合には、精神機能障害関係基本診断書が前者の申請書に添付されていれば、後者の申請書には、機械警備業務関係診断書の添付に代えて、精神機能障害関係基本診断書の写しを添付することで足りるものとします。

このほか、精神機能障害関係基本診断書及び機械警備業務関係診断書に、当該診断書の対象者が警備業法第3条第6号に掲げる者に該当しない旨が併せて記載されている場合には、負担軽減措置を適用する場合でも従来どおり中毒関係診断書の添付を省略することができることとします。

### 【医師の診断書の負担軽減措置(例)】

合格証明書交付申請と警備員指導教育責任者資格者証交付申

	<p><b>請の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合格証明書交付申請に添付する医師の診断書の正本</li> <li>・ 前記診断書の写し</li> </ul> <p><b>□ 合格証明書交付申請と機械警備業務管理者資格者証交付申請の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合格証明書交付申請に添付する医師の診断書の正本</li> <li>・ 前記診断書の写し</li> </ul> <p><b>□ 警備員指導教育責任者交付申請と機械警備業務管理者資格者証交付申請の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機械警備業務管理者資格者証交付申請に添付する医師の診断書の正本</li> <li>・ 前記診断書の写し</li> </ul> <p>※ 合格証明書交付申請に添付する医師の診断書の内容  ～「中毒関係診断書」、「精神機能障害関係基本診断書」  (ひとつの診断書でも、その診断書に「中毒関係診断書」と「精神機能障害関係基本診断書」の内容が含まれていれば可)</p> <p>※ 警備員指導教育責任者資格者証交付申請に添付する医師の診断書の内容  ～「中毒関係診断書」</p> <p>※ 機械警備業務管理者資格者証交付申請に添付する医師の診断書の内容  ～「中毒関係診断書」、「機械警備業務関係診断書」  (ひとつの診断書でも、その診断書に「中毒関係診断書」と「機械警備業務関係診断書」の内容が含まれていれば可)</p>
問い合わせ先	熊本県警察本部生活環境課 (096) 381-0110 (内線3188、3189)